

## 第4章 具体的な施策

### (5) 学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割及びその推進方策

乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、このような時期に、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業が子どもやその家庭に与える影響は決して小さくありません。

そのため、本市において、質の高い教育・保育等の提供を目指す子ども・子育て支援新制度の総合的かつ効率的な推進を図るための取り組みを継続していくとともに、更なる事業の充実に向けた取り組みの検討を行います。

また、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が、これまで以上に子ども及び子育て世帯から快適に利用してもらえるためには、市及び事業者との連携及び協力が不可欠です。

子どもの処遇改善、職員の資質向上及び待遇改善等については、子ども・子育て支援新制度施行前より進めていますが、平成28年度からは神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の共同事業として「子育て支援員研修」を、平成29年度からは教育・保育施設や放課後児童クラブ等について、新たなリーダー的な役割を担う職員のキャリアアップを図るための研修制度が創設され、リーダー的な役割を担う職員に対しては、国の賃金改善に加え、市独自で賃金改善を行うなど、職員の待遇改善に努めています。

今後も引き続き、子どもの処遇改善や職員の資質向上及び待遇改善を図り、より使いやすい事業の提供を図ってまいります。その際には、市と事業者や従事職員等と情報交換等を行いながら、適切な事業の支援及び運営を図ります。

さらに幼児期の学校教育・保育のうち教育・保育施設と地域型保育事業者との連携・接続については、子どもの連続した育ちを保障し、子育て世帯が不安なく教育・保育を受けることができるよう、公立保育所等を活用するなど、地域型保育事業の連携施設の確保を積極的に支援します。

### (6) 学校教育・保育と小学校等との連携の推進方策

子どもは、その成長過程において、多くの人や環境との出会いを通して人格形成を築いていくため、様々な環境における遊びや学びなどと発達の連続性は確保されなければなりません。

そのため、子ども達が個性を保ち、小学校生活を送ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との交流事業や情報交換会等を実施するとともに、幼稚園幼児指導要録や保育所児童要録等により子どもが培ってきた生活実態を共有します。

また、幼保小それぞれの理解を深めるための研修会や講演会等を開催します。

### (7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の考え方

子ども・子育て支援法の改正により、施設等利用給付制度が創設され、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に関して、対象者及び対象事業が大幅に広がりました。

施設等利用給付費の支給（保育料の無償化）については、様々な給付方法が考えられますが、出来る限り効率的・効果的な方法により、子育て世帯及び事業者が、無償化の効果を実感できるよう進めてまいります。